

公募型プロポーザルの実施について

公募型プロポーザルを実施しますので、下記のとおり公告します。

令和8年5月7日

精華町長 杉浦 正省

記

1. 業務名 令和8年度精華町社会参加つながり事業
2. 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
3. 業務内容 別紙仕様書のとおり
4. 業務委託料の上限額 3,993,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の許可決定を受けた者を除く。
- (4) 精華町の工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年要綱第9号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 精華町暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

6. 参加申込書等の提出

- (1) 提出書類：「公募型プロポーザル参加申込書」、「公募型プロポーザル参加申込受付票」
- (2) 提出場所：〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地
精華町役場 健康福祉環境部 社会福祉課
- (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。
(郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着であること。)

- (4) 提出期間：令和8年5月20日（水）から令和8年5月22日（金）午後3時まで【必着】
（午前9時から午後5時まで、但し正午から午後1時を除く）

7. 質疑の受付及び回答

本実施要領及び仕様書等に関する質問を、電子メールにより別紙「質疑書」にて下記まで送信すること。

- (1) 送信先：精華町役場 健康福祉環境部 社会福祉課
電子メール：fukushi@town.seika.lg.jp
- (2) 受付期限：令和8年5月14日（木）午後4時まで【必着】
- (3) 回答日：令和8年5月15日（金）
- (4) 回答方法：町ホームページに掲載

8. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類：

- ①企画提案書（任意様式） 正本1部 副本4部 計5部
- ②会社概要書（任意様式もしくは、会社パンフレットも可） 1部
- ③業務実績書（任意様式もしくは、会社パンフレットも可） 1部
- ④見積書（任意様式） 1部

※見積書は、業務内訳明細を記載し、法人（団体）の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。また、人件費、諸経費の内訳が判別できるようにできるだけ詳細に記載すること。

- (2) 提出場所：〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地
精華町役場 健康福祉環境部 社会福祉課
- (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。
（郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着であること。）
- (4) 提出期間：令和8年5月26日（火）午後5時まで【必着】
- (5) 辞 退：プレゼンテーション及びヒアリングに参加できない事情がある場合は、企画提案書の提出期限までに、辞退届を提出してください。
- (6) その他：
- ①本提案の作成に要した費用、参加に要した経費については、提案者の負担とする。
- ②提出された企画提案書等については、提出後の差し替え、変更、削除等を行うことはできない。また、提出された企画提案書は返却しない。

9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 開催日：令和8年5月28日（木）午後1時～午後3時
- (2) 説明者：提案又は説明については、実際に本業務に携わる主担当者が出席した上で行うものとする。また、出席者は1社あたり最大2名までとする。
- (3) 開催場所：精華町役場3階 301会議室
- (4) その他：

- ①プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、1社あたり30分以内とする。
- ②プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合、指定した時間に遅刻した場合には、参加事業者を失格とする。

10. 審査方法

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

(1) 選定方法

企画提案書の内容、見積書及びプレゼンテーション等の結果を基に、審査委員会において総合的に評価・審査し、最も得点が上位の者を契約予定業者として選定する。

(2) 審査基準

契約予定業者の審査は、以下の審査基準に基づき審査する。

区分	項目	審査事項	評価項目	配点 (点)
業務実施体制	1	支援員の配置	事業実施に当たり、適切な人員を配置できるか。	7
	2	活動拠点と相談者への配慮	活動拠点が確保されており、相談者に配慮したつくりになっているか。	5
	3	本事業に関する実績	社会参加支援に関する十分な支援ノウハウ、実績を有しているか。	7
企画提案内容	4	情報発信・啓発に関する内容	情報発信・啓発に関して、具体的かつ実効性のある計画が立てられているか。	7
	5	要支援者の発見に向けた取組や方法	要支援者の発見のため、具体的かつ実効性のある計画が立てられているか。	5
	6	相談支援、居場所づくり、シェアハウスに関する内容	相談支援（アセスメント、プラン策定等）、居場所利用の提案が優れており、ケースに応じた支援が期待できるか。	7
	7	地域のネットワークづくりや社会資源に関する内容	本事業に係る地域とのネットワークづくりや社会資源の開拓・創造するための取組は計画されているか。	7
	8	個人情報の取扱い	個人情報の取扱いに関する方針、守秘義務に関する取組、個人情報の漏えい等の防止策は具体的なものか。	5
見積価格	9	価格評価	「最低見積価格÷当該業者の見積価格×50点」 ※なお、小数点以下については四捨五入とする。	50
合計				100

最高得点が複数であった場合は、見積金額がより廉価であった者を契約予定事業者とし、さらに見積金額も同額であった場合には、審査委員会の投票によって決定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全ての参加事業者に対して、文書で通知する。

1 1. 日程

(1) 公告	令和8年5月 7日 (木)
(2) 参加申請申込受付期間	令和8年5月20日 (水) から 令和8年5月22日 (金) まで
(3) 質疑受付期限	令和8年5月14日 (木) まで
(4) 質疑回答	令和8年5月15日 (金)
(5) 企画提案書提出期間	令和8年5月26日 (火)
(6) プレゼンテーション審査	令和8年5月28日 (木)
(7) 審査結果通知日	令和8年5月29日 (金)
※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する	

1 2. 契約の締結

プロポーザルにより決定した受託候補者を相手方として、委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

なお、本町と受託候補者の協議が不調に終わり、契約締結に至らない事態となった場合には、審査において総合評価点が高い事業者から順に委託契約に向けた協議を行うこととする。

1 3. 問い合わせ先

精華町 健康福祉環境部 社会福祉課 共生社会係

TEL : 0774-95-1904

FAX : 0774-95-3974

電子メール : fukushi@town.seika.lg.jp

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地